

UET II¹⁾ 371 文書の解読とその解釈

—軍事的集団労働組織：治水と王権の起源—

中原 与茂 九郎

はじめに

西欧アッシリア学者の大多数は Uruk 象形文書, Jamdet našr 半象形文書, Fara (=Shuruppak) 文書を含めて, Ur 古拙文書を数字, 人名, 物品, 土地などを記憶のために記録したリスト的性格の経済文書と考えている。ソ連の故 Tjumenev 教授はこれを不完全な覚え書き程度の文書として, 大まかに利用された。しかしウル古拙文書に対する筆者の見解は, これらとはその撰を異にする。初期王朝 I 期のウル古拙文書は, なるほどその表現形式においては単純であるが, しかしその書式においては後期の行政・経済文書の形態を具えているばかりでなく, その内容においてもまた初期王朝 III 時代の行政・経済文書に反映されている都市国家の社会制度と本質的には同一のものを反映しているのである。したがってウル古拙文書は, Fara 文書と同じく, 宮廷文書の性格をもつ行政・経済文書と解すべきものである。

筆者はかかる見解を今後発表すべき一連の論文において立証するつもりであるが, 本稿においては, ここ一兩年來発表してきた拙稿と関連をもつ UET II 371 文書からまず手をつけ, これを後期の同種の, 或いは関連をもつ諸文書と比較して考究することとしたい。

筆者は拙稿「ケンギル都市同盟について²⁾」において, UET II 371 文書を目して nu-bānda を上級指揮者とする ugula に率いられる人民が部隊 (un-sir-ra) に編成されたリストと見做す Th. Jacobsen 教授の解釈に同じ, 同教授が具体的には示されなかった同文書の一部分の解読をも行なって, その所以を明らかにした。そしてこのように編成された un-sir-ra は恐らく氏族単位に編成されたもので, ugula に任命された人々は小家族 (é) の家長 (ab-ba) であり, nu-bānda には氏族長 (ab-ba ní-ru(-a)³⁾)

が任命されたであろうと推測した。そして UET II 112 に nu-bànda é-gal すなわち「宮殿の nu-bànda」とあるに照らして、初期王朝 I 期のウル古拙文書の示すシュメールの軍事組織は王権と大小氏族団との結合によって成立しているものと推測したのである。

筆者が上記論文において、シュメールの歴史時代の最初期の軍事組織がウル王権と氏族共同体との結合によって編成されたと解したのは、初期王朝 II~III 期の Fara 宮殿文書 (TSŠ 242) に相当広大な氏族共同体所有地 (ukkin-ki 或いは ki-ukkin)——故 Tjumenev 教授はこの語を「男子集会の場所⁴⁾」と解されている——と 7 氏族連合が存在していたとする筆者の見解⁵⁾に基づくものであった。筆者はさらに Fara 文書 (TSŠ 245) の 7 氏族 (ní-ru(-a)) をもって、このほかにも複数個存在する氏族連合の一つであろうとも推測した。

このような氏族連合は Uruk IV 時代、すなわち現在知られているシュメールの最古の絵文字的文書のうちに、すでに見出される。ATU 171 文書に「600 + 60 + 10 × 4 ukkin」と記録されているのがそれである。筆者はこのウルク文書の 700 人よりなる ukkin を、TSŠ 245 の 7 氏族 539 人と同様な氏族連合の家長数と解し、Fara 文書においては Uruk IV 文書の ukkin が 7 ní-ru(-a) と記され、一つの氏族連合の具体的氏族数が記されているものと解する。この ukkin の指導者 (= 氏族 (ní-ru (-a)) 長会議の指導者) である gal-ukkin または ukkin-gal⁶⁾ なる表現が Uruk IV, Uruk III (Jamdet našr 期) の文書に見出されることは、拙稿「シュメール土地制度について」p. 38 に述べたところであるが、ukkin の語は Jamdet našr (= KID·NUN·KI?) 出土の一文書⁷⁾ にも 8 個が並記され、他の 2 断片にも 6 個が記録されている。この文書には ukkin-gal の語は見えないが、UD·É·NUN, DÙG/ŠAR·É·NUN などの ukkin-gal の名か或いは氏族連合名かが、全部の ukkin に付されている。Tjumenev はウルク出土のジャムデト・ナスル期の文書には「92 人の dumu-dumu」, 「159 人の dumu-dumu」が記録されていると指摘し⁸⁾、その dumu-dumu の Fara 文書に記されているものをもって神殿の「むしろ奴隷 (本来は女奴隷の息子)⁹⁾」として把握されたが、筆者は両文書における dumu-dumu はいずれも ukkin を形成している氏族民すなわち自由人と解するものである。またヤコブセン教授が Fara 宮殿の廷臣の多くは TSŠ 245 の 7 ní-ru(-a) の dumu-dumu のうちから抜擢されたと解される¹⁰⁾ のに対し、筆者は 7 ní-ru(-a) を王権と結びつけた、複数個の氏族連合 (ukkin) のうちの、一つの氏族連合と解するのである¹¹⁾。

さらに故 Tjumenev 教授は原地住民を神殿と結びつけ、Jacobsen 教授は初期王朝 II~III 期の Fara 宮廷と結びつくものとされたが、この点においては筆者はヤ教授と説を同じくする。

初期王朝 I 期を原始民主制時代として把握されるヤコブセン教授は、ウル古拙文書に「王」(lugal)の語があらわれていても、それは古代アラブ遊牧民の慣習に示されている如く、戦争の際に軍を指揮するために男子青年集会によって選出される ad-hoc 的性格のものに見倣し、国制としては初期王朝 I 期のウル古拙文書時代を原始民主制時代として把握されている¹²⁾。しかしウル古拙文書のうちには「宮殿の nu-bànda¹³⁾」とか、「sangu からの捧物の山羊 (maš-duš-gún-tag₄) を国王が消費した (lugal i-kú)¹⁴⁾」とか、「国王のサングの大麦¹⁵⁾」などの、別稿にて詳論すべき一連の表現が見られる。これらの表現は王制を前提としなければ理解しがたい性質のものであるから、ウル古拙文書時代のウル都市国家はすでに国制として monarchy 時代に進んでいたと考えねばならぬ。この間の事情は別稿で漸を追うて詳論するつもりであるが、ukkin 制から王制への転換の事情については本稿の終節第 3 節において述べることにしたい。

第 1 節 UET II 371 文書の解読と分析

本文書全体を解読するに先立って、初めに筆者がこの文書をどのように解読したか、その方法を一、二示例しよう。この文書のうちに最も多くの文字が記録され、欠字もなく、かつ内容的にも重要な裏面 Col. II 1 を取りあげる。まずこの一行あるいは 1 case に記された文字と数字とをその配列のままローマ字に転写すると次のようになる：

60.60.10.10.1.1.1.	KALAM
60. 10.10.1.1.1	KEŠDA.RA
	AN.ŠÈ.GÚ
	NU.TUR.UD.SAR.AMAR

初期王朝 III 中期のラガシュの Eannatum 時代 (c. 2450 B. C.) 頃までは、語詞も不規則な文字順で記され、一つの文字も中国の会意、形声の造字を思わすように記されている。したがって 1 case のうちに記された文字は、文字順あるいは配列順序の一定した後の方式に従って読まなければならない。上記の文字の羅列をシュメール語音でその儘の位置でよめば次の如くである：

un-

226 sir-ra

an-šé-gú

nu-bànda u₄-sar-amar

これを普通のシュメール語に直し、後期のこの種の行政・経済文書の書式に従って読めば *gú-an-šè 226 un-sir-ra Amar-u₄-sar nu-bànda(-bi)* となる。この文書には *bi* の文字は記されていないが、第2節で取り扱う部隊編成の文書の書式に則って補足した。u₄-sar-amar は人名であるが、後期のシュメール人名は *Amar-u₄-sar* の様式で記される。それは「新月」(u₄-sar) の「小牛」(amar=*būru*) あるいは同「児」(amar=*māru*) と語釈されるから、「新月の小牛」または「新月の児」なる語義をもった人名ということになる。

次に表面 Col. I の最下行 (11) の

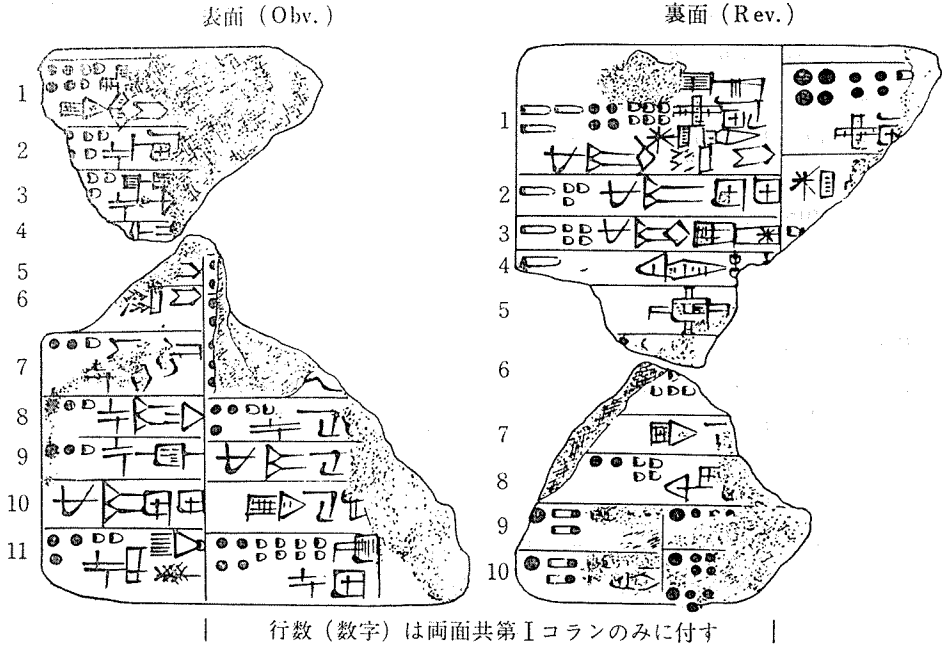
<p>10·10·1·1· 10· <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">ŠA·</div> PA·KU·ŠE·</p>
--

は 32 PA·KU·ŠA+ŠE(=LI) → 32 ugula Ku-li → 32 Ku-li ugula (-bi) と読む。人名を *Ku-li* と読んだのは、*ku-li* は *ibru* 「友人」を意味するからである。そして ŠA·ŠE と上下に記してある二文字を ŠA+ŠE と一字に解してこれを LI としたのは、次のようなシュメール文字の造字性格によるのである。すなわち一例をあげれば、「倉庫」を意味する *ganun* なる語をみるに、後のウル第3王朝時代の行政・経済文書にはこれが *gā-nun* と二文字に記されている¹⁶⁾のに対し、初期王朝 III 期の行政・経済文書には *GA-NUN* (=GÁ×NUN すなわち GÁ の文字の中に NUN の字が入られている) の一字で記されているからである。したがって「*ukkin-gal* が選んだ国王」の人名が記されている UET II 68 B の Col. I 1 に ŠE·ME·EN·ŠA とあるのも、EN·ME·LI(=ŠA+ŠE) = *ensi* = *ša'ilu* 「神託を扱う人」 'Orakelbefrager' と読むべきである。

上来示例したような方法と後期の行政文書の書式などを考慮しつつ、筆者は 371 文書全体を次の如く解釈するのである。

この文書は図版が示す如く、粘土板が二個に割れている。その上約 $\frac{1}{3}$ が失われ、しかも多数の文字が磨滅消失している。次に試みる解読の翻字のうち、筆者が復原補充した部分は〔 〕の中に入れ、大文字のみで記したものは読み方不明のもの、X, x は文字

UET II 371 文書



行数 (数字) は両面共第 I コランのみに付す

あるいは数字の一部が残存して他の文字を想定せしめうるものを示す。

この文書の書き出しは図版の表面左側の第 I コランから始まり、それを上から下へ、次に第 II コランも同様に読み下す。裏面もこの文書の場合は表面と同様に、左側の第 I コランから第 II コランへ読む。また裏面第 I コランの最後の 2 行は、行間が二区分されている。ここには部隊編成に関係をもってはいるが種類としては別種に属する事項、すなわち土地の面積が記されている。

Obv. Col. I:

- | | | | | |
|----|-------|----------------------------|---------------------------|---------------|
| 1) | 43 | sir[-ra] | Amar-kù-ga | [ugula(-bi)] |
| 2) | [4]3 | | Me-ra | ugula(-bi) |
| 3) | [4]3 | | GAL·X·X | ugula(-bi) |
| 4) | [43?] | | IGI·X·X | [ugula(-bi)] |
| 5) | [54?] | | Am[ar-u ₄ -sar | ugula(-bi)] |
| 6) | | Amar[-u ₄]-sar | | nu-bànda(-bi) |
| 7) | 21 | | Am[ar]-DUN?-KI? | ugula(-bi) |
| 8) | 21 | | Gu ₄ -tur | ugula(-bi) |
| 9) | 21 | | Aga | ugula(-bi) |

UET II 371 文書の解読とその解釈

- 10) Lu-lu nu-bànda(-bi)
 11) 32 Ku-li ugula(-bi)
ibid. Col. II: *Three or four cases are broken.*
 1) 20[+x] X·X……
 2) 10+10+10+10+10[+x] X……
 3) 32 SI·X ugula(-bi)
 4) SI·X nu-bànda(-bi)
 5) GA·SI·X
 6) 48 Mes-lu ugula(-bi)

Rev. Col. I:

- 1) gú-an-šê 226 un-sir-ra Amar-u₄-sar nu-bànda(-bi)
 2) 63 Lu-lu un-bànda(-bi)
 3) 64 Amar-ó-šar/du₁₀ nu-bànda(-bi)
 4) 60 Lu-za-z[a]
 5) X (=UET II Sign-list no. 303)
 6) 4 X·X·X……
 7) GA·SI·X
 8) 24 BA·S[I]·X
 9) $10 + \frac{2}{3}$ (bùr) 2[+x] (iku) | 10+1(bùr) 2+[x] (iku)
 10) $10 + \frac{2}{3}$ (bùr) 3(iku) LÚ... | 20+7(bùr) [x(iku)]

ibid. Col. II:

- 1) $100 \times 4 + 10 \times 4 + 1 + x$? [un]-sir-ra
 2) gú-an-šê [$59 \frac{2}{3}$ (bùr)] 1(+x) (iku)

Translation:

Obv. Col. I: 43 (men) aggregate, Amar-kuga, (their) ugula. | 43, Mera, (their) ugula. | 43 PN, (their) uguia. | 43? PN, (their) ugula. | 54?, Amar-usar, (their) ugula. | Amar-usar, (their) nu-bànda. | 21, Amar-DUN? -KI?, (their) ugula. | 21, Gutur, (their) ugula. | 21, Aga, (their) ugula. | Lulu, (their) nu-bànda. | 32, Kuli, (their) ugula. Col. II: 20 ——— | 50 ——— | 32, PN, (their) ugula. | The same PN, (their) nu-bànda. | GA·SI·X (a place name?) | 48, Meslu, (their) ugula. **Rev.** Col. I: Total: aggregate troops of 226 men, Amar-usar, (their) nu-bànda | 63, Lulu, (their) nu-bànda. | 64, Amar-eshar/edu, (their) nu-bànda. | 60 Luzaza | X | 4 ——— | GA·SI·X | 24 BA·S[I]·X ||

10 $\frac{2}{3}$ bùr 2+x iku (\approx 68 ha) | 11 bùr 2+x iku (\approx 70 ha) || 10 $\frac{2}{3}$ bùr 3 iku (\approx 68 ha) | 27 bùr x iku (\approx 170 ha) | Col. II: Sum-total: [59 $\frac{2}{3}$ bùr] 1 [+x] iku (\approx 376 ha) (given to) the aggregate troops of 441 +x men (they being members of an union (*ukkin*) of three or four clans (*ní-ru-a*)).

註解：本文書の性格を決定する鍵は表面第 I コランと裏面第 II コランとにある。これら 2 コランには、部隊 (*un-sir-ra*) 編成の仕組みと、その部隊と土地との関係が示されている。この両者の関係は第 2 節の終りにおいて考察することにして、ここではまず部隊編成の仕組みを取りあげる。

表面 Col. I 1 に *ra* を復原したのは裏面 Col. I 1 の語面によったもの。また *ugula* の復原は表面 Col. I 2 以下の書式にならった。なお、この行に *un* を補わなかったのは、この行のスペースが *ra* と *ugula* の 2 文字を補った上に長い字形の *un* を補うには狭すぎるし、表面の第 I コランは全部が *ugula* と *nu-bànda* とで隊編成が行われているので文書の第 1 行目に *ugula* の文字は省略できないからである。訳は「結集された 43 (人), *Amar-kù-ga*, その *ugula*」である。第 2 行以下には *sir-ra* が省略されている。拙稿「ケンギル都市同盟について」p. 99 で述べた如く、すでにウル古拙文書には後期の *Fara* 文書以後の行政・経済文書の書式がとられている。

Col. I 1-6 までの事項は裏面 Col. I 1 に対応するもので、表面 Col. I 1-6 の事項が裏面 Col. I 1 にまとめられ、同様に 7-10 までが裏面 Col. I 2 にまとめられている。かくて表面 Col. II 6 までの *ugula* 隊が裏面 Col. I 8 までに上級指揮者 *nu-bànda* の配下にまとめられる。そして裏面 Col. I 1-8 までの総人数と 9-10 の合計地積とが裏面 Col. II 1-2 に「総計 441 *un-sir-ra* [59 $\frac{2}{3}$ (*bùr*)] 1 [+x] (*iku*)」と記されていると解してよい。裏面 Col. I 1-8 までの現存数字の合計は 226 + 63 + 64 + 60 + 4 + 24 = 441 となり、粘土板の破損にもかかわらず幸いにも Col. II 1-2 の総計 441 と一致する。

次に問題となるのは、裏面 Col. I 1 の人数 226 と表面 Col. I 1-6 の人数との割振りである。1-3 は 43 ずつと数えて無難。さすれば 226 - (43 × 3) = 97 を 4, 5, 6 行に割振りすれば、第 6 行は 7 行以下の事例に照せば、これは *Amar [-u₄]-sar [nu-bànda]* と見るべきである。したがって 97 は 4, 5 両行に割振らねばならぬ。1, 2, 3 行の数字が同数であるのに準じて、97 を仮りに 43 と 54 とに割振りした。6 行目には AM(AR) の文字しか残っていないが、これを Am[ar-u₄-sar] と復原したのは表面 Col. II 3, 4 の *ugula* SI-X と *nu-bànda* SI-X との関係を検討したのと、次節で取りあげ

る後期の軍事関係文書に PN·ugula nu-bànda と記されている事例を考慮したからである。

次は語彙の説明であるが、Jacobsen 教授が un-sir-ra と読まれた語は KALAM·KEŠDA·RA と記されている。KALAM を kalam/kalama と読めば mātu 「土地」の義、これを ùg, ukù, un と読めば nišu 「人民」の義である（シュメール人が土地と人民とを同一文字で表現していることは注目に値する）。KEŠDA には kešda, kēš, sèr の読みがあり、ともに主要語義は rakāšu 「結ぶ」、「くくる」、「結集する」である。この文書の場合は表音補辞 ra が付されているので、sèr または sir と読まねばならぬ。故に 3 文字 KALAM·KEŠDA·RA は ùg-sèr-ra, ukù-sèr-ra, un-sir-ra (Jacobsen) と読んでよく、その語義は「結集された人民」、「編成された人民」となる。第 3 節において取りあげる初期王朝 III 末期のウルカギナ時代の一文書¹⁷⁾には、水利工事に動員された人々を bir-inim(-ma-na)-sir-rá 「(王の) 命令で編成された隊」と記した表現が見えるが、これは un-sir-ra と同様の部隊と思われる。

なお筆者に不明の点を挙げれば、裏面 Col. I 4 に nu-bànda の語が記されていないことであるが、これは記録者が書きもらしたのか、或いは 5 行の X 文字（地名か場所名か？）と関係ある特別の人かであろう。また Obv. Col. II 5; Rev. Col. I 7 の GA·SI·X も地名か場所名か不明である。裏面 Col. I 8 の BA·X の意味も不明。裏面 Col. I 9, 10 の地積の次に残っている文字も毀損のため不明。

最後に、裏面 Col. I 9, 10 の 4 区画地の地積を概算すれば（1 bùr = 6.35 ha）, 9) 68 ha, 70 ha, 10) 68 ha, 170 ha で合計は約 376 ha となる。

第 2 節 初期王朝 III 期の行政文書の示す 軍事組織と集団労働組織

(A) BIN VIII 108 文書の分析

前節に取りあげた UET II 371 文書の分析検討によって明らかとなったことは、(1) ウル王権が原地住民——筆者所釈の ukkin を形成する各 ní-ru(-a)内の家長または壮者——を結集して編成した un-sir-ra なる部隊は氏族民 20~50 名を 1 隊とし ugula を指揮者とする ugula 隊に編成され、(2) さらに氏族団の大小によって 5~2 ugula 隊がそれぞれ nu-bànda を指揮者とする nu-bànda 隊に組織されており、(3) かつ ugula のうちのある者は nu-bànda を兼ねたものもある、ということである。この (3) のよう

に双方を兼ねる者は、後期の文書では *ugula nu-bànda* と記されている。かくの如く編成された *un-sir-ra* が軍事的性格の部隊であることは、約 400 年後の初期王朝 III 末期の行政文書によって確かめることができる。それは Hackman の BIN VIII, 108 文書である。この文書の年代についてエール大学博物館長 F. J. Stephens 氏は、108 文書を含む一連の文書群 (group 4) をもってウルク国王 Lugalzaggisi (c. 2360 B. C.) 時代のもつと推定し、かつこの group 4 の文書中の no. 26 文書には国王ルーガルザグギシの名とともにその支配下にあった Adab のエンシ Meskigalla の名が記されていると指摘している¹⁸⁾。108 文書には次の如く記されている：

Obv. Col. I :

- | | |
|---|--|
| 1) 10 giš-gíd-da | 10 long bows |
| 2) ugula nu-bànda é-gal | for the ugula and nu-bànda of the palace. |
| 3) 25 Ur ^d Lum-ma ugula nu-bànda | 25 (long bows) for Ur-Lumma, ugula and nu-bànda. |
| 4) 20 Ad-da UŠ-gal | 20, for Adda, chief of UŠ. |
| 5) 10 Lugal-ša ugula nu-bànda | 10, for Lugalsha, ugula and nu-bànda. |

ibid. Col. II :

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1) 10 Lugal-ka ugula nu-bànda | 10, for Lugalka, ugula and nu-bànda. |
| 2) 10 É-u ₄ -na-pa-è šu-ku ₆ | 10, for E-unapae, fisherman. |
| 3) 60 lal 3 giš-gíd-da | 57 long bows |
| 4) Ur-é dumu ensí | for Ure, son of ensí. |
| 5) 60 Ur ^d Š[ara ?] | 60, for Ur-Shara ? |

Rev. Col. I :

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1) ugula nu-bànda Zabalam (EŠ-MUŠ) (KI) | ugula and nu-bànda of Zabalam. |
|---|--------------------------------|

ibid. Col. II :

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1) šu-nigin 60×3+20+2 giš-gid-da | Total ; 202 long bows given to soldiers. |
| erín sum-ma | |

この文書の書式と内容とからわれわれは、国王の武器庫から軍人 (erín) の一部を長弓 (giš-gid-da = *ariktu*) で武装させるため、85 張が *ugula nu-bànda* その他の各隊長に、57 張が「エンシの子」Ure に、60 張が Zabalam^{KI}¹⁹⁾ (軍) の代表者 Ur-Shara ? *ugula nu-bànda* に、つまり合計 202 長弓が支給されたことを知ることができる。「エンシの子」のエンシを上記の BIN VIII 26 の Adab の Meskigalla に指定すれば Ure はその子となるわけであるが、確証はない。

シュメール軍が弓を使用したことを記した最初の文献はラガシュの Eannatum (c. 2450 B. C.) のはげ鷹碑文で、ウマン軍の射手 (lú-ti 「矢の人」) の矢にあたって重傷を負ったと記されている²⁰⁾。初期王朝 III 末期のもとの Burrows が指定している UET II (Sup.) 26 には 2 行に uš|lú-ti とあるのみであるが、この uš と Col. I 4 の Ad-da の職名 uš-gal 「uš の長」の uš とは弓隊に関係ある語のように思われる。しかしこれを人名 (Ush) にとることも可能。この文書の冒頭において 10 長弓の支給をうけたとされている ugula nu-bànda é-gal に人名の記されていないのは、それが知名の人であったために、いわゆる *ex officio* として省略されたものと思われる。そしてこの nu-bànda é-gal が恐らく国王護衛隊の ugula となっていたであろうことは、この文書の表現から推知することができる。(ウルカギナ王の改革碑文に記されている erín ensí-ka 「エンシの兵」はエンシの護衛兵を指したものと考える。)

108 文書の記事によって、UET II 371 の ugula nu-bànda や nu-bànda に指揮される部隊が軍事的性格のものであることはいまや明かとなったであろう。

(B) DP 135 その他の文書の分析

DP 135 文書は、ラガシュ国王ウルカギナ (c. 2360 B. C.) がその治世 6 年ウンマのエンシ (後にウルク王) Lugalzaggisi との戦争の際 Bau 神と関係ある氏族団のうちから 167 人を徴集して 8 名の ugula に率いられる 8 隊を編成し、これを宮殿の広場で闘兵した (zag bí-uš) ことを記した文書である。この文書を整理分析すれば次の如くである。

表面 Col. I—II 11 までに 25 名の人名が列記され 26 人目に Amar-ki と記し、「合計 26 人は bir-suh₅-ha である」(šú-nigín 26 lú|bir-suh₅-ha-àm) とある。次に Col. II 12—III 4 までに 6 人の人名を記したあとに「合計 6 人は ama-bir である。Amar-ki はその ugula」(šú-nigín 6 lú|ama-bir-kam|Amar-ki|ugula-bi) と記してある。このような編成方式で裏面の Col. VI 11 まで記録されている本文書の内容を図表化すれば、次の如くになる：

I 隊	25 名 + Amar-ki = 26 名	$\left. \begin{array}{l} \text{bir-suh}_5\text{-ha (spear-soldiers)} \\ \text{ama-bir (shield-soldiers)} \end{array} \right\} \text{Amar-ki ugula-bi} \\ \hspace{10em} \text{(32 名)}$
	6 名	
II 隊	19 名 + Damdingirmu = 20 名	$\left. \begin{array}{l} \text{bir-suh}_5\text{-ha} \\ \text{ama-bir} \end{array} \right\} \text{Damdingirmu ugula-bi (26 名)}$
	6 名	
III 隊	20 名 + Šeštur = 21 名	$\left. \begin{array}{l} \text{Šeštur ugula-bi} \\ \text{Enam ugula-bi} \end{array} \right\} \text{MIN} \cdot \text{GURUŠ} \cdot \text{me}$
IV 隊	20 名 + Enam = 21 名	

V 隊	17名+Udu= 18名	Udu ugula-bi šu-ku ₆ a-du ₁₀ -ga-me (<i>fresh-water fishermen</i>)
VI 隊	14名+Nesag= 15名	Nesag ugula-bi } šū-ku ₆ ab-ba-me (<i>sea-fishermen</i>)
VII 隊	13名+Šubur= 14名	
VIII 隊	19名+Amarezem= 20名	Amarezem ugula-bi sipa-me (<i>herdsmen</i>)

以上の如く分類され、Col. VII に「総計 155 人は bir-suh₅-ha である。12 名は ama-bir である。パウ神所属の人々 (lú ú-rum^a Ba-ú)。ラガシュ国王ウルカギナは宮殿にて闘兵した (é-gal-la zag bí-uš)。[]-ki, その gal-[ukkin ?]²¹⁾」とある。

上記図表化した DP 135 の 8 ugula の引率する 8 隊の内容を考察するに、I, II 隊は bir-suh₅-ha 「槍兵」と ama-bir 「楯兵」の 2 兵種²²⁾に区別されていることが知られる。両隊とも ama-bir は 6 名である。はげ鷹碑文の軍隊行進図にはエアンナトゥムを先頭に 4 人の楯兵と 4 列 6 縦隊 24 名の槍兵が隊伍を組んで行進しているのが、象徴的に表現されている。これはシュメール軍の主力たる密集隊を示しているもので、I, II 隊はこの密集隊であろう。密集隊の行進隊形は 4 列 6 縦隊であるが、実戦となると 6 列に変形したことはこの文章に楯兵が 6 名であることによって知られるであろう。III, IV 隊は MIN-GURUŠ-me と記されているが、読みは不明なるも「2 (人) の壮者」なる語義から 2 人 1 組で戦う部隊と考えることができる。そして以上 4 隊の ugula のうち、Amarki, Damingirmu, Enam は大麦配給 (še-ba) 表に隊長級の ukuš, šub-lugal と記されているので、4 隊の隊員は Deimel が ‘Militärkolon’ と訳した半耕半兵の農民であったと解してよい。bir-suh₅-ha の bir の語義は字形が示す如く「四連鎖」「四列」。「四頭立てのろば」(anše-bir(-ra)) なる表現は、家畜飼料の消費 (še-gar) 表にしばしば見られるところ。(これを erin とよめば「軍人」である。)

DP 135 の部隊編成が行われた前年 (ウルカギナ王治世 5 年) の一文書 (Nik No. 3) には、各種職人 (giš-kin-ti me) を含む多種多様の職業の人々 184 名が ama-bir として徴集され、ウルカギナ王の闘兵をうけている (zag bí-uš) ことが記されている。

コペンハーゲン国立博物館所蔵の一文書²³⁾は DP 135 と同年の治世 6 年のものであるが、この文書には大小 7 隊の bir-suh₅-ha の第 8 回目の 1 月分の大麦配給 (še-ba) を nu-bànda palil²⁴⁾, palil, nu-bànda 等大小部隊の 7 隊長に、パウ神殿につらなる大倉庫 (guru₇) から agrig の Enshugigi が支給したことを記している。Eniggal=nu-bànda は、gal LÚ-KUR²⁵⁾ の職名で、7 部隊の責任者としてこの文書 (sar-ru) の作成保管者となっている。配給大麦の総量は 787 gur-sag-gál 54 sila であった。Obv.

Col. III 4 は消滅しているが 72 sila の数記号は残っているので (ヤ教授の翻字), この行は 72 sila [lú-aš-šè] 「1人につき 72 sila ずつ」と補えばよい。当時の še-ba 表には šub-lugal の月当配給は, その大部分が 72 sila となっている。787 gur 54 sila を 72 sila で割れば, 約 1574 人分となる。この文書の 7 部隊の 1 隊が, その規模の点からして, DP 135 の部隊と同格の部隊であることが知られる。この文書で $116\frac{1}{4}$ gur-sag-gál を受取っている隊長 Ur-ki nu-bànda palil の Ur-ki と, DP 135 の []-ki とを仮りに同一人とみて計算すれば, 100 sila ずつを 1 人に支給したとすれば, DP 135 の 167 人の数がかっきり割り出せる。しかしこの文書には 72 sila ずつと記されている。それ故 DP 135 の []-ki とこの文書の Ur-ki とは別人とみねばならぬ。このようにみえてくると, ウルカギナ王が対ウンマ戦に動員した部隊数と人員数とは, 上記の Nik 3 の「楯兵」(ama-bir) の数 184 人を考慮に入れるとき, 相当の大軍勢であったことが知られるのである。

DP 135 が示例する職業別編隊方式から, われわれは初期王朝 III 末期の氏族共同体には漁撈, 牧畜, 各種の技術職 (Nik 3) を専業とする職業別の氏族団も存在していたことを推測することができる。

Gudea (c. 2100 B. C.) の円筒形碑文 A に, Gudea がニンギルス神殿建立に際してその支配下にある「かれの国土の家々」(é-kalam-ma-na) に徴発を命じた (zig-ga ba-ni-gar) とし, 徴発を受けた人々 (lú-zig-ga) とともに「ニンギルス神の ní-ru-a」(Col. XIV 16), 「ナンシェ神の ní-ru-a」(XIV 21), 「インアンナ神の ní-ru-a」(XIV 26) の人々は各 ní-ru-a の紋章のしるしを先頭にして Gudea の許に集合したことが記されている。ここに見える「ニンギルス神の ní-ru-a」という表現は, ニンギルス神を共同祭神とする諸氏族団 (ní-ru-a) が存在していたことの社会的表現であろうと思われる。ニンギルス神の妹神ナンシェや本来 Uruk の女神であり, 初期王朝 III 時代のラガシュにおいては「ib-gal 神殿のインアンナ神」として崇拝された Inanna 神の ní-ru-a なる表現がみられるのに, ニンギルス神の配偶神バウの ní-ru-a なる表現が見られないのは奇異の感を与える。しかしこれは, バウ神の ní-ru-a がニンギルス神の ní-ru-a に包摂されていたためであろう。初期王朝 III 末期の行政・経済文書に記されている「バウ神所属の人」(lú ú-rum ^dBa-ú) の表現は政治的な意味, すなわち氏族民を動員する神殿を主体としての表現であり, 動員をうける氏族民の立場からすれば, 氏族民は ní-ru-a ^dNingirsu (^dBau 神を含む) の人々であったわけであろう。この間の消息を物語るものとみられるのは, DP 136 における ugula 配下の 6 隊 100 人の労働要

員の配置換の記録で、そこには 71 人の *lú* ⁴*Ba-ú-me* と 29 人のラガシュの一地区 *Pa-sirra* の人 (*lú Pa₅-sir-ra^{kl}-me*) とを共に「総計 100 人、パウ神所属 (*ú-rum*) の人」と一括して表現しているのである。動員の主体者は王あるいは王妃である。

以上、(A)、(B) において行なった諸文書の分析検討によって、UET II 371 文書に記された部隊、すなわち *ukkin* を形成する諸氏族団の氏族民を動員して編成された *un-sir-ra* が軍事的性格をもっていたことが立証されたであろう。

ここで、さきに保留しておいた UET II 371 の裏面 Col. I 9-10 における土地と *un-sir-ra* との関係について一言したい。ここに記された 4 区画地は、国王が新しく開拓すべく造成した区画地のうちから、*un-sir-ra* に動員編成された諸氏族団 (*ní-ru-a*) の形成している *ukkin* に集団的に与えられた土地と考えられる。*ukkin* はそれ自身の所有地 *ukkin-ki* を所有していた。そのほかに、王権と結合することによって新しく造成された区画地の分配をうけた土地も *ukkin-ki* に加えられた。このような土地の呼称が UET II 368 の断片に記された [*gán*]-*kur₆-sir-ra* | [*gán*]-*bíl* (*gibil*) であろう。Burows 氏は *kur₆-sir-ra* は意味不明だと序文²⁰⁾ に述べている。これらの語彙は恐らく *un-sir-ra* によって造成された食糧 (*kur₆=kurummatu*) のための区画地、すなわち開墾して耕地にするために新しく (*bíl/gibil*) 造成区画された未墾地を意味するものであろう。国王が大小の土地を官吏その他の者に *gán-kur₆* として与えた文書も UET II には相当数あるが、これらについては UET II の土地制度を別稿にまとめて詳論する予定である。

第 3 節 治水・灌漑と王権との関係

筆者は初期王朝 I 期の UET II 371 文書を解釈分析して、これを約 400 年後の軍事組織に関する諸文書と比較検討した結果、371 文書が軍事的性格のものであることを論証した。初期王朝 III 末期の DP 135, 136 両文書の内容は前者が純軍事的、後者が集団労働的のものではあるが、ともに編隊形式をとっていたことが明らかとなった。これに対し、この時代から約 400 年前の UET II 371 に記録された部隊は軍事組織であると同時に集団労働組織であったと考えられるのである。ただし、初期王朝 I 時代は約 400 年後の初期王朝 III 時代にみられるような政治的現象、すなわち都市国家間における不断の戦争は起らなかったからである。それというのも各都市国家の領域が遠くはなれ、国境あるいは勢力範囲が接壤しなかったがためである。この時代の各都市国家の強敵は

むしろ山間、砂漠の遊牧野蛮人の侵寇略奪行為そのものであった。すでに筆者は、シュメール沖積平野の河川に沿って散在する都邑の安全と富とをこれら蛮族の掠奪破壊から防衛するために有力都市国家がケンギ同盟を結成したことを述べるとともに、この同盟が本部を KI・EN・GI=Kengi に置いた軍事的にして親善友好的な性格をもつ政治的同盟であることを明かにするところがあった²⁷⁾。すなわち、un-sir-ra の軍事力がケンギ同盟軍への派兵と自衛とに発揮されたであろうことはいうまでもないが、しかし、初期王朝 III 期の Lagash 文書が実証する如く、un-sir-ra はむしろ主として治水、灌漑、土木等の国家的社会的事業に氏族民を動員する集団労働組織として国王によって使役されたであろう。前述したウルカギナ王治世元年の一文書 (För 130) には「沼沢地の森の附近にある畑地」(gán da-tir-ambar²⁴⁾) に長さ 20 gardu (= 120 m) の貯水池? (nagtar) と 395 gardu 4 gi (= 2388 m) の水溝 (e) との開きく工事が「(王の) 命令によって編成された隊」(bir inim (-ma-na)-sir-rá) によって行われた (e-dab₅) ことが記されているのである。(ウルカギナ王が治世 2 年から 4 年にかけて gán šeš-dù-a に掘った運河 (íd), 水溝 (e; pa₅) の全長は 13,729 m²⁸⁾ に達している。)

(1) いま UET II 112 のウル宮廷の高級官員録をみると、治水灌漑の管理を司る gú-gal (=gugallu) の長たる gú-gal gal の数が他の高官より多数であったことがわかり

(2) また考古学的資料として Jamdet našr 期と初期王朝 I 期との間に Uruk と Shur-rupak (Fara) とには「洪水層」が存在している²⁹⁾ が Ur には在証されない事実——これを裏付けるかの如く、Uruk IV, III 層から発掘されたウルク象形文書の数も IV 層からは 578 個、III (Jamdet našr 期) からは 30 個、II (初期王朝 I 期) からは僅かに 5 個しか出土していない——があり、(3) さらに Lugal-ukkin-gal-pàd-da 「ウキン・ガルが選んだ王」、UET II にしばしば見える Mes-pàd-da 「選ばれた英雄」なる人名のもつ意味が参酌され、また lugal の語を構成要素とする人名が多くなっている事実も見出される。こうした一連の諸データを総合勘案するときは、次のような推定が可能となろう。すなわち、ジャムデト・ナスル期の末期頃ウルにおいては ukkin-gal 達がかれ等自身のうちから、洪水に対処するため un-sir-ra を結集動員して治水事業に成功した誰れかを選んで lú-gal→lugal 「偉大な人」と称し、これがウル王制成立の起源をなした、と。ウルク V, IV 層においても記念物的建造物——白神殿 (=IV A の Temple B は 70 m × 66 m, 高さ 13 m) の如き、Falkenstein の計算によれば 1500 人が 1 日 10 時間労働して 5 年間に要するような——の造営は、すでに集団労働力なしには不可能であつたらう。ところで、そのウルクは Jamdet našr 期の末期に洪水に見

舞われているのに、ウルにはそれが証されていない。ウルクに集団労働力があつたであろうことから推せば、これは、ウルにもかかる労働力が存し、それによる治水工事が施されたがためではなからうか。こうした推定が許されるとすれば、この治水を統括主宰した人物がなければなるまい。それが *lugal* であろう。ことばをかえて言えば、*lugal* に選ばれたウルの *ukkin-gal* の治水成功の秘訣は、やがて治水・灌漑の事務を司る *gú-gal* 官となるような専門監督者を含む、いわば組織化された集団労働力 (*un-sir-ra*) の編成とその動員とにあつたと考えざるを得まい。

治水の功績によって *lugal* に選ばれたものの位地が、その身分は貴族³⁰⁾である同僚 *ukkin-gal* に対して、*primus inter pares* 的地位以上の単一支配者 *monarch* となり得たのは、けだし *un-sir-ra* の徴集動員権と、その集団労働力によって造成する堤防、人工水路(運河)周辺の未耕地を区画地として *ukkin* や神殿に分配する権能とを、*lugal* の特権として獲得したことにあつただろう。国王はこの特権を発動することによって王領を漸次増大することができたし、*ukkin* もみずからの手によって開拓するその所有地 (*ukkin-ki*) の上に国王の分配にあずかった *gán-kur₆-sir-ra* を加えて *ukkin-ki* を増大させ、神殿も国王の寄進をうけて神殿領を増加してゆく。約 350 年後の一 *Fara* 文書にはラガシュの「それぞれの土地」(*gán didli*) より成立する *ukkin-ki* は 25,293 ha、ウンマのは 19,748 ha、アダブのは 14,986 ha と記している³¹⁾。もっとも、*ukkin-ki* が *ukkin* の内部において如何に処理されていたかは別の問題である。

Jamdet našr においては、すでに多くの *ukkin* の上に立つ支配者 *en* と *ukkin-gal* との、いわば *en~ukkin-gal* 連合支配体制が成立していたらしいことは、同地出土の土地文書³²⁾ (*iku* 文書と称する) や *ukkin* の語を多数見せている既述の文書 (OE CT VII 193) などによって推察することができる。ただ *Jamdet našr* はこの期の末期頃、恐らく砂漠か山岳からかの掠奪侵入者の兵火によって焼失し、その後再建されなかったことが考古学的調査 (S. Langdon) によって知られている (*ibid.*, p. 3)。G. Childe によれば Uruk 期には Eridu, Uruk, Lagash, Ur 等³³⁾が、*Jamdet našr* 期には Shuruppak, *Jamdet našr* 等³⁴⁾が都市あるいは *urban status* (Kish) となっている。初期王朝 I 期時代にシュメール地方の有力都市国家においても *ukkin* 制から王制への転換は、時期的に多少のズレはあつたとしても、ウルの場合と同様な過程を辿って行われたものと考えられる。Burrows 氏は UET II 205 B の残存断片に *lu-[gal] LA·BUR·SIR* = 「Lagašラガシュの王」の記述を見出し³⁵⁾、また 319 の印章銘に *BUR·SIR·[]* とあるのを *Lagaš??*³⁶⁾と読まれている。これをもつてもラガシュにお

いてこの転換の行われていたことを推察するに足るであろう。

以上は筆者がウル古拙文書について展開すべき試論的研究の一部をなすものである。

(1965年2月16日稿了)

(筆者は立命館大学大学院教授・本会前副会長)

註

- 1) UET II=E. Burrows: *Ur Excavations Texts II. Archaic Texts (Publications of the Joint Expedition of the British Museum and of the University Museum, Univ. of Pennsylvania . . . to Mesopotamia)*, London 1935. これに対し註 28) に出す UET I はこの双書の I をなすもの。このほか本稿に示す略記号を挙示すれば:
ATU=A. Falkenstein: *Archaische Texte aus Uruk*, Deutsche Forschungsgemeinschaft, Berlin 1936.
BIN VIII=G. G. Hackman: *Sumerian and Akkadian Administrative Texts*, New Haven 1958 (*Babylonian Inscriptions in the Collection of James B. Nies, Yale University vol. VIII*).
DP=Allotte de la Fúje: *Documents Présargoniques*, 4 vols., Paris 1909-20.
För=W. Förtsch: *Vorderasiatische Schriftdenkmäler der Königlichen Museum zu Berlin*, Leipzig 1916.
ITT=Thureau-Dangin-Genouillac: *Inventaire des Tablettes de Tello*, 5 vols., Paris 1910-21.
OECT VII=S. Langdon: *Pictographic Inscriptions from Jamdet naṣr (Oxford Editions of Cuneiform Texts, vol. VII)*, Oxf. Univ. Press 1928.
Nik=M. V. Nikolski: *Drevenosti Vostochnua*.
SAK=Thureau-Dangin: *Die Sumerischen und Akkadischen Königsinschriften*, Leipzig 1907.
TSŠ=R. Jestin: *Tablettes Sumériennes de Šuruppak*, Paris 1937.
- 2) 「ケンギル都市同盟について—初期メソポタミア史の一問題—」(『史林』1964—第47巻第1号)の略。ただしここは特にその第5章「ウル古拙文書に見られる都市同盟」(pp. 105-7)。
- 3) ní-ru-a 「氏族」の ní- は IM の一音価であるから、この読み方が唯一のものとは限らないが、以下に頻出するこの語はすべて ní-ru-a で統一し、一々註しない。シュメール人の血縁関係を示すこの ní-ru-a やその他の諸表現については拙稿「シュメール人の家族に就いて」(『史林』1950年—第33巻第2号) p. 33 f. 参照。なお、問題の ní-ru-a (>ní-ri-a) および IM については René Labat: *Manuel d'Épigraphie Akkadienne*, Paris 1952, p. 185 参照。

- 4) ア・イ・テムネフ：「古代シュメールの国家経済」（香山陽坪訳編：『奴隸制社会の諸問題』所収）p. 41, n. 2. 本書は以下単に香山と略記。
- 5) 「シュメール土地制度について——初期王朝時代まで——」（『人文』第9輯，1963年，京大教養部）。以下単に「シュメール土地制度について」と略記。
- 6) 後の syllabary には GAL・UKKIN=kingal, *mu'irru* 'Leiter, Führer' とある。A. Deimel: Šumerisch-Akkadisches Glossar, S. 150.
- 7) OECT VII No. 193, Col. III. 8) 香山: p. 27. 9) 香山: p. 31.
- 10) Th. Jacobsen: Early Political Development in Mesopotamia, *Zeitschrift für Assyriologie*, N. F. 18, 1957, p. 121, f.n. 63.
- 11) 「シュメール土地制度について」 p. 36.
- 12) ヤ教授は原始民主制における administrator (en: *bēlu*) と a young warleader (lugal: *šarru*) との ad-hoc 的性格を裏付けする傍証として G. Jacob: Altarabisches Beduinenleben, Berlin 1897 の sayyid (sheikh) と 'aqīd (=Feldherr) との関係を援用された。Jacobsen: *op. cit.*, p. 104, f.n. 19. また教授は原始民主制時代を上限としてジャムデト・ナスル期, 下限を初期王朝 II とされた。 *ibid.*, p. 106-7.
- 13) UET II 112, V 16.
- 14) UET II 298. Burrows は maš-du_g-gún-tag₄ を 'probably an offering' と解された。序文 p. 6 (2). 筆者はこれを後期の maš-da-ri-a 制度と同一の制度とみる。mašdaria は「祭礼の奉納物」といわれる制度であり sangu, nu-bānda, dub-sar-mah, dam-gār-mah, ugula, sukal-mah, gal-ukū 等, 国家社会の有力階層の人々が君主や君主妃や王子達に大祭日等に家畜その他の物品を献上する制度である。
- 15) še-sangu-lugal, UET II 162, Rev. 3. 16) ITT III 5367, Rev. 3.
- 17) För No. 130, Obv. Col. III 2. 18) BIN VIII の序文 p. 6.
- 19) ウルク王ルーガルザギシの一碑文に、彼の支配下にあった諸都市名のうちに Zabalam の名が記されている。SAK, S. 154, II 43.
- 20) SAK, S. 12, Col. IX 3-4: lú-ti mu-ni-ra ti-ta e-ta-si 「射手が射た。矢にあたり彼は倒れた (si=enēšū)。」
- 21) Deimel は, DP 136 の最終行に [Ur]-sag gal-ukū bi とあるので, この文書の gal-[] に ukū を復原された。de la Fúje の手写の DP 135 の [] にかすかに残っている文字跡はむしろ ukkin の字に見える。DP 136 は6名の ugula 配下の100名の集団労働要員の配置換の記録であり, また最高責任者がウルカギナ王でなく王妃シャ・シャとなっているので, これは軍隊編成文書とは考えにくい。
- 22) Deimel: Šumerische Grammatik, Roma 1939, S. 210-11 は bir-suh₃-ha を「第一級の軍人」, 「槍兵」, ama-bir を「楯兵」と解す。

